

雲原村の農村改革と西原亀三（上）

—町村とむらの関係を中心として—

庄司俊作

はじめに

一 「京都一の貧村」と呼ばれた村

- 1 農業に厳しい自然条件
- 2 交通と地域経済の変化
- 3 農家の経営と生活

二 「農村のモデル」へ再生

- 1 村と農家を変える
- 2 西原村長の主導性

産や生活とのかかわりが十分解明されてこなかったことだ。次に②経済更生運動をめぐる町村（行政村）とむら（集落）のかかわりが十分明らかになっていないことも問題だ。その意味で経済更生運動のとらえ方は必ずしもリアルでなかつたし、その歴史的性格が明確にさされているとはいえない。

研究史からみた問題点だけではない。農業農村をめぐる今日の状況をみたとき、経済更生運動研究の見直し、新たな視点からの研究の必要性が増している。

一九三〇年代の農村を特徴づける農山漁村経済更生運動（以下経済更生運動）にかんしては従来主として日本ファシズムの視点から研究されたが、依然として課題は残されている⁽¹⁾。

最大の問題点は、方法＝問題意識を反映して①経済更生運動と日本資本主義（労働市場の展開）との関係、あるいは農民の生

はじめに

一九三〇年代の農村を特徴づける農山漁村経済更生運動（以下経済更生運動）にかんしては従来主として日本ファシズムの視点から研究されたが、依然として課題は残されている⁽¹⁾。

最大の問題点は、方法＝問題意識を反映して①経済更生運動と日本資本主義（労働市場の展開）との関係、あるいは農民の生

が求められている。

上記①について筆者は経済更生運動の地域性の解明がまず前提になると考へ、マクロ的分析を通して経済更生運動の主体形成の地域的特徴を明らかにした。また②についても農事実行組合のあり方やその集落との関係等を検討した^②。それらを踏まえ、本稿ではミクロの事例分析により課題に接近する。経済更生運動と農業構造や農業經營、農家の生活とのかかわりを明らかにすると同時に、とくに経済更生運動をめぐる町村と集落のかかわりにスポットを当て、マクロ的分析では十分に明らかにできない経済更生運動の主体形成の時代相を浮き彫りにすることに重点をおきたい。本稿は歴史研究として経済更生運動の歴史的性格の明確化を最終目的とするが、以上述べたように積極的に現状を見据え時代と切り結ぶことを志向する。

事例とするのは京都府雲原村（現福知山市）。この村では、西原亀三が一九三五年から没年の五四年まで一時中断を挟んで村長を務め、戦前期に主として経済更生運動による農業農村振興事業を行なった。それは今日の用語でいえば村づくりであり、また内容的には農村改革と呼ぶにふさわしい大胆なものだった。西原亀三という名を聞くと、大正期寺内正毅内閣の時代、寺内の私設秘書を務めながら「西原借款」の主人公として活躍したことが想起される。また、その後は中央政治の舞台で長期にわたりて政治工作に活躍したことから政治史の分野で多少研究されてきた^③。だが、晩年郷里雲原村に帰郷、村長として従事した

仕事の軌跡についてはほとんど研究されてこなかった。^④

西原の事業は今日から見て時宜にかなったテーマとなつており、研究の意義は大きい。そこで本稿では、方法的にひとつ工夫をした。つまり、村長西原亀三という人物に焦点をあて、その行動と思想から、本村農村改革の実態と論理、とくに町村と集落のあり方や両者の関係、そして町村・集落のあり方が農村改革のありようをどのように規定したかを浮かび上がらせるこにする。

この方法にかかわって以下の点を補足する。

結論の一部を先取りしていえば、本村農村改革は典型的な村長主導型だった。西原は村長として強力な指導力を發揮し、持論とする村民の福利向上を目的とした施策を果敢に実行に移した。指導力というものは自身が認めたように「独断専行」ともいえるもので、福利向上とは村民の所得の拡大、生活水準の向上を内実とした。

こうした村長主導型の取り組みは同時代の経済更生運動の中で同質性を欠いた例外だったかというと、そうではない。

村民の福利向上を重視した西原のような村長は当時珍しくなかった。一九二〇年代、地方団体である町村は産業自治の要求を強め、全国町村会がその実現に向けて政府を激しく突き上げるようになった。経済更生運動は町村に決定的な役割を与えた（戦後の農業構造改善事業の先駆けとされる理由）。この運動を起こす町村は町村全体の計画を作成し、地域指定の申請を行なう必要が

ある。経済更生運動はこの役割を「自治体」の長である町村長に課した。つまり申請手続きをし、運動を実施する・しないは、町村長の意向や裁量で決まった。名の知れた経済更生村をみると、強い信念をもった個性的な町村長に出くわすことが多い。かれらは産業組合等のリーダーとなり、一種の社会運動のように経済更生運動に取り組む町村長、農業の発展や農民の生活を重視する町村長だ。西原もこうした町村長のひとりであることはすでに拙著で述べた⁽³⁾。

西原はこうした町村長像を尖鋭的に具現する。その点で経済更生運動を進めた一般の町村長と共通性があり、西原はそれを典型的に代表するといえる。本村では西原村長の指導力が強烈に働いた一方、村民の主体性は弱かった。こうした特徴は、そうであるがゆえに、同時代の町村長の役割、町村の機能を鋭く映し出す鏡になるともいえる。西原を通して昭和恐慌期以降の町村のあり方、機能を明らかにしたいと考える動機だ。

対象の問題では次の点も重要だ。これはあえて事例として取り上げた理由だが、本村では村役場と集落は独特的の関係にあつた。つまり、本村はもともとひとつの藩政村で、主に地勢上の理由により「明治の合併」ではどの村とも合併せず単独で近代の行政村となつた。「昭和の合併」で福知山市と合併後、自治会の活動も旧雲原村の区域で行なわれる。旧雲原村の区域には南島、寺谷、市場、久保小杉野、佛谷、先山、山谷、西石の八つの集落があるが、行政が認めた自治会は集落単位のものでは

ない。大字＝集落の割合が全国的にみて高い近畿の農村としては特殊といえる。このような特殊な村役場と集落の関係は西原の事業、村長としての西原の姿勢をどう規定したか。西原を通して昭和戦前期の村役場と集落の関係の歴史的性質を明らかにしたいと考えるもう一つの動機だ。

一 「京都一の貧村」と呼ばれた村

1 農業に厳しい自然条件

本村は京都府天田郡の北部、ちょうど京都府丹波・丹後地方と兵庫県但馬地方の三つの国境に位置する。現在福知山市雲原地区になっているが、市の中心部から北方に約二〇キロメートル離れている。同市から京都府丹後地方に抜ける国道一七六号線を走り、トンネルを抜けいくつか大きな峠を越えていく。丹後地方の入り口となる加悦町に抜けるには最後に与謝峠（標高九七〇メートル）を越えるが、その上り口に本村はある。

村は山の中の村、峠の村で、「山と川」が村の地形をあらわすキーワードだ。三方を標高七〇〇、八〇〇メートル級の山々に囲まれる。村の面積は約一四平方キロメートル、ほとんどが山林で耕地は一割に満たない。『雲原村更生誌』の筆者村島渚は村の地形について次のように記している。

「村の東北にさながら村を守る巨人のようにそばたつている高山は、しゅてん童子の伝説で知られた大江山の支峰赤石嶽で、それから西、南にかけて江笠山、三国山とつづい

て丹後、但馬を限り、雄峰三岳山を南にさえぎっている。村のぐるりを屏風のようにとりかこんでいるこれらの山々の水を集めて、谷々から流れ出る細流は、流れては合い、合ひては流れ、だいたい五つの溪流となり、やがて三つとなり、二つとなり、それが村の中心部で落ち合い、雲原川となつて加佐郡大江町の河守上外宮に流れ、大江町に入つて由良川に合している⁽⁶⁾。

村内を流れる河川は激しく蛇行し、水害が起きやすい構造になつていて。農業は「谷筋農業」が営まれ、水田はいくつかの谷あいに棚田を形成、分布する——。西原が村長になる前、村の地形はざつとこんな具合いだつた。歴史的に繰り返し水害に襲われ、西原がついに砂防工事を思い立つ地理的条件だ。

耕地の条件はきわめて劣悪だった。

耕地は標高二〇〇～三〇〇メートルのところに存在し、地元では今も「山田」と呼ぶ、山村特有の棚田がつらなる。狭い土地に一九五六枚もの田、一四三三枚もの畑がひしめいていた⁽⁷⁾。それぞれ一枚の広さは田が平均四畝歩とちょっと、畑が二畝歩とちょっとしかない。単純計算で田五反歩の耕作で一二枚、一町歩になると倍の二四枚にのぼる。しかも区画は曲がりくねつていた。

耕地は表土層が薄く、まずこの点で增收の条件を欠いた。農地改良が行なわれていなかつたから田はほとんどが湿田で、裏作は不可能だつた。田の用水は山の湧水が利用された。手溝で

湧水を取水、小縄溝を通して田を順に田越し灌溉した。稻は成長期に水温二〇°C以上を保たなければ生産があがらない。しかし、高い山に閉まれ日照時間が短いことに加え、灌溉の面でこのように重大な問題をかかえていた。そのため適温の水が確保しにくく、これも生産力の上昇を阻んだ。

農家はこうした条件の悪い、そのうえ各所に広く散らばつた田を耕作しなければならなかつた。それに加え、道路も非常に悪かつた。耕地間および家と耕地とを結ぶ道路は、牛に引かせた小さな荷車が通れる農道が限られており、農業資材や作物の運搬は人力に頼らざるをえないことが多かつた。稻の収穫など、人が稻を担い棒に結わえ、畦道を通つて荷車のある場所まで運んだりした。

村島は前記著作の中で、農家移転・農地の交換分合をする農家について、「井上氏は交換分合前は平均二キロの農地へ往復していた。それが交換分合によつてわずかにその二十分の一〇〇・一キロに短縮された」として次のように記している。

「大カマな考え方ではあるが村内全農家の状態もほぼこれと大差はないと思われる。さらに険峻な地勢のこの村で二キロ以上もある作り場へ行くのに平地ばかりを歩いて行ける場合は少く、現に井上氏もその一人であるが、西石部落大多数の人が横尾谷との大峠を牛の背に物を載せて通わなくなつただけでもたいしたちがいで、住宅と農地との往復に費す労力は単にその距離から割り出した二十分の一など

ではなく、ことに水を見てまわるだけでも半日かかったのが、朝起きて歯ブラシを使ひながらのそぞろあるきで一まわりでくるというようなことを考へると、これはとてもそろばんに乗る問題ではない⁽⁸⁾」

村島があげる別の農家の例では、農家移転の前、稻作所要労力は反当たり三五人だった⁽⁹⁾。

村の気象条件も農業に不適だった。昭和初期、七～九月の平均気温は約二二℃で、三〇℃を超える日は少なく、これも稻の生育にとっては大敵だった。冬も当時一メートル以上の積雪をみることが普通だったとされる。これは農作業の障害になっただけでなく、村での冬場の労働を奪った。「農業經營は冬眠的状態⁽¹⁰⁾」に陥り、村の疲弊に拍車がかかる一方、多くの村民を冬場出稼ぎに走らせた。

2 交通と地域経済の変化

国道一七六号線は丹波路とも呼ばれ、昔京都府丹後地方から丹波地方へ越し、福知山から京都へ至る順路となっており、村は交通の要衝だった。大行列や丹後ちりめんを京都へ運ぶ人夫、巡礼をはじめ往来が多かった。村には何軒か宿屋や茶店等があり、旅人を相手に小商いに従事する村民がいた。

ところが、明治二〇年代から三〇年代になると、京都―宮津間の国道が通じ、それが峰山・網野方面へ延びる一方、鉄道阪鶴線が開通、これも網野方面に通じた。これに伴い、村は交通

の要衝たる地位を失ったばかりか、交通の辺境に追いやられた。それ以降、一九三一年に、一つは北丹鉄道下天津駅との間、もう一つは加悦との間で一日各二往復のバスが開通するまで、対外的交通機関のないまま長い時間を過ごさなければならなかつた。

村では古くから山を開き養蚕を営んできた。水質が良く、雲原糸と呼ばれる評判の良い生糸がとれた。近くの加悦谷の機業家が好んで買ってくれたので、近在の繭を買い集め座繰製糸を営む者が多く、一時は六〇戸以上にのぼったといわれる⁽¹¹⁾。その

表1 現住人口の推移
(単位:人、戸)

| | 現住人口 | | | 現住戸数 |
|------|------|-----|-------|------|
| | 男 | 女 | 合計 | |
| 1889 | 415 | 399 | 814 | 184 |
| 1903 | 461 | 441 | 902 | 184 |
| 06 | 435 | 440 | 875 | 184 |
| 10 | 456 | 445 | 901 | 187 |
| 15 | 456 | 567 | 1,023 | 190 |
| 19 | 455 | 621 | 1,076 | 186 |
| 22 | 477 | 451 | 928 | 182 |
| 25 | 417 | 404 | 821 | |
| 30 | 438 | 385 | 823 | 171 |
| 35 | 515 | 406 | 921 | 167 |

出典：農林省農政局『京都府天田郡雲原村農村調査報告書』1931年、12～15頁より作成。

注) 原資料は、1889～1919年は「雲原村分類統計調書 第1類第3種」、1922年以降は「現勢一覧表綴」。
1925年現住人口は国勢調査確定人口、1930・35年現住人口は国勢調査人口。

後、器械製糸の時代になり、一九〇七年村の資本を集めて雲原製糸を起こした。それはすぐに破産したが、郡是製糸がその經營を引き継ぐ。こうして二二年までは、村に大きな製糸工場があり、村の農家から繭を購入する一方、農家の子女の雇用を確保、村の経済を潤した。

一九二〇年の国勢調査をみると、「工業」が男子四二人、女子一六八人をかぞえる。とくに女子の大半は村の製糸工場で働く女工とみてよい。村の現住人口の推移をみても（表1）、一九一〇年から一九年にかけて、男子は四五六人→四五五人と不变だが、女子は四四五人→六二一人と大幅に増加している。¹²⁾女工の中には本村出身者だけでなく、他村出身の女工も多くいたとみられる。

したがって、一九二二年に郡是が経営から手を引き村から製糸工場がなくなつた意味は大きかった。現住人口のその後の推移を追うと、三〇年には男子四三八人に対し、女子は三八五人に減少している。女子は半減とまでいかないが、ピークから四割近く減ったことになる。

女子の就業のあり方は変化する。小学校を卒業すると、女子の多くは女工として郡是や加悦谷の機業地に働きに出、二二、二三歳頃に帰村、村内や付近の農家に嫁いだ。男子の場合次三男は舞鶴や丹後の機業地を中心に就職したが、長男は村にとどまつた。村にとどまつた者は家の農業を手伝い、そしてその多くは冬場灘や伏見方面に酒造の出稼ぎに出た。¹³⁾

製糸工場があつた頃に比べ、農家をめぐる地域の経済的衰退は明らかだ。本村の経済更生事業はこうした地点から始まる。

3 農家の経営と生活

一九二九年農業調査結果報告によると、村の耕地面積は一二町歩で、田が八五町歩、畑が二七町歩である。畑は果樹畑が二町歩ほどあるだけで、ほとんどが桑畑だった（三三町歩）。田は、実に九四%が一毛作田。米の反収は非常に低く、一九三〇～三四四年の平均は一・七石にとどまる。¹⁴⁾裏作の麦類は三〇年に三・三町歩しか作付けされていない。大根・なす等の野菜もほとんどが自給用だ。果樹は梅が少量栽培されるだけで、桃や梨等の高収益の換金作物はみられない。

主要な農業収入源は養蚕だった。

ただし、耕地の構成からも明らかなように養蚕の比重は長野県や群馬県等の村々とは比べものにならない。桑の生産力も低かった。それゆえ、一九三八年農家一斉調査¹⁵⁾によると、村の農家は、稻作を中心とする耕種と養蚕の両方を當む者が六割以上におよぶが、すべて耕種を主とする經營となつておらず、養蚕を主とする經營は存在しない。しかし同時に注目すべきは、耕種だけを當む者より、耕種と養蚕の両方を當む者は専業農家の割合がかなり高くなっていることだ（八六戸中七一戸、耕種だけは五〇戸中二七戸）。

村の経済更生計画が樹立されたとき、「一農家の生産目標」

が示された（表2）。この生産目標は経済更生事業の進展とともに当然変化する。変化の内容にかんして、後に、標準農家について現金収入増額のモデル計算がなされ、これが「標準農家の現金収入表」として示されている。この両者、つまり「一農家の生産目標」と「標準農家の現金収入表」とを対比すると、村当局が経済更生事業により農業經營をどのように変えようとしていたかが分かるが、これは後述するとして、ここでは「一農家の生産目標」に注目したい。これをみると、稻作は裏作の麦とともに自給部門として位置づけられている。村の農家の經營規模が後述のように比較的大きかったことを考えれば、これは稻作の生産力があまりに低すぎたことが理由というしかない。村当局が経済更生事業において稻作生産力の上昇を非常に重視した理由、そして現実に農家経済の改善には稻作生産力の上昇が鍵になる根拠が理解される。そこで、販売部門の中心とされたのは養蚕と牛の飼育販売だ。稻作生産力の上昇が当面見込めないとなれば、上述のような限界をもつ養蚕を農業収入を得るための軸にせざるをえないこと、ここに本村農業の核心的特徴、養蚕が占める特有の位置を見て取ることができる。

一九三一年の村の統計によれば、戸数は一七三戸、うち農家戸数は一五六戸にのぼる（以下概況はとくに断らない限り一九二九〇三年のもの¹⁶）。一般に山村は低い生産力等に対応して地主小作分解があまり進んでいないが、本村も同じだ。小作地率は全体で二七%、田においても二九%にとどまる。もとより大土地所有

表2 経済更生計画樹立当初における一農家の生産目標

| 自 給 部 門 | | | 販 売 部 門 | | |
|---------|-------|--------------|---------|--------|-----------|
| | 生 産 量 | 備 考 | | 生 産 量 | 備 考 |
| 米 | 10石 | | 菜 種 | 5石 | 時価 125円 |
| 麦 | 4石 | | 繭 | 100貫 | 時価 500円 |
| 養 鶏 | 50羽 | 一部販売 採糞本位 | 牛 | 2頭 | 年増殖額 200円 |
| 蔬 菜 | — | うどは販売用 | 柿 | 1,000貫 | |
| 養 魚 | — | | 栗 | 7石 | |

出典：表1に同じ、165頁第2表を一部修正のうえ転載。

者は存在せず、三～五町歩所有の二名が最大の地主だ。自・小作別の農家構成では、自作層（自作地が九五%以上）が三九%を占めるのに対し、小作層（小作地が九五%以上）は九%にとどまる。自作地が五〇%を超える自小作層も三四%にのぼる。

農家の経営耕地面積は村平均が約九反歩と比較的大きい。

一九三八年農家一斉調査に示されたその構成は五反歩未満三五戸、五反～一町歩四〇戸、一～二町歩六一戸だ。周知のようにこの調査では自作層は耕地がすべて自作地の者、小作層はすべて小作地の者となっているので、上記のデータより自小作層がかなり多くなっている。この点に留意したうえで土地所有と農業經營の関係をみると、經營規模は明確に土地所有序列に対応している。經營規模を大きくするには土地所有の裏付けを必要となり多くなっている。この点に留意したうえで土地所有と農業經營の関係をみると、經營規模は明確に土地所有序列に対応している。經營規模を大きくするには土地所有の裏付けを必要としたこと、自小作前進型の經營発展は一般的にみられるほど明瞭なかたちでは読み取れないことがこの村の農業構造の特徴だ。

専兼別の農家構成をみると、村の地理的位置を反映して專業農家が九八戸、七二%と多い。前述のように農業種別には「耕種のみ」五〇戸と「耕種と養蚕」八六戸の二タイプがあり、農業主体の農家が多い中で、前者を中心に兼業化が進んでいる。兼業の中身としては雇用労働一五、商業一三が目立つ。

土地所有と經營のあり方にかかわってもう一点注目されるのは、昭和期において依然として小作分解が進んでいることだ（表3）。それはとくに田について明確にうかがえる。田の小作地率は一九三〇、三一年の二九%の水準から、三四四年以降大き

表3 地主小作分解の展開

(単位：戸、町歩、%)

| | 農家の構成 | | | | 耕地の構成 | | |
|------|-------|-----|-----|----|-------|------|------|
| | 自作 | 自小作 | 小自作 | 小作 | 自作地 | 小作地 | 小作地率 |
| 1930 | 60 | 53 | 29 | 14 | 82.4 | 29.9 | 26.6 |
| 31 | 61 | 52 | 28 | 15 | 82.4 | 30.0 | 26.7 |
| 32 | 61 | 53 | 28 | 14 | 83.0 | 30.0 | 26.5 |
| 33 | 61 | 52 | 28 | 13 | 83.1 | 30.4 | 26.8 |
| 34 | 58 | 53 | 28 | 13 | 78.1 | 39.8 | 33.8 |
| 35 | 60 | 29 | 25 | 23 | 81.7 | 38.0 | 31.7 |
| 36 | 60 | 31 | 26 | 23 | 85.8 | 31.9 | 27.1 |
| 37 | 61 | 28 | 22 | 23 | 86.1 | 32.8 | 27.6 |
| 38 | 61 | 30 | 22 | 21 | 84.6 | 37.1 | 30.5 |
| 39 | 42 | 33 | 14 | 37 | 86.4 | 35.4 | 29.1 |

出典：表1と同じ、40～42頁の2つの表から作成。

注) 1. 自作地率（自作地の対耕地面積比率）95%以上=自作、同50%以上95%未満=自小作、同5%以上50%未満=小自作、同5%未満=小作。

2. 1938年までは各集落区長の申告によるもの、39年は米穀国家管理制度実施に伴う各農家の申告によるもの。

く上昇する。自・小作別農家戸数の変化も、統計の方法が変化する三九年を別にして、自作層は不变、自小作層は半減近くに減少、小自作層も漸減、と変化する中で、小作層だけがかなり増加している。

以上はなにを意味するか。自作層を含め自小作層等の小所有者がわずかな自作地を手離し、小作層に転落さえしている。所有地を拡大し階層的に上昇する者もいただろうが、それよりこうした階層的下降の方が勢いとしては優勢であったということだ。要因として昭和恐慌の影響がまずあげられるが、いずれにせよ、ここからうかがわれる本村の農業経営と農家の生活はこの時代の近畿の農村、とくに都市近郊や商業的農業が高度に発展した平坦部の農村⁽¹⁷⁾とは相当異なる。

八つの集落は細長い渓谷の耕地の間に展開し、家々が道路に沿って長く散在、限られた土地の中で密居するかたちとなつた。宅地の平均面積は七〇坪だ⁽¹⁸⁾。農村にしては当時でもかなり狭いといえる。聞き取りによれば家はほとんど藁葺きだったといわれるが、現に、最近出版された本村の砂防工事を紹介した冊子に写っている、昭和一〇年代撮影の家の写真を見るといずれも藁葺き屋根の家である⁽¹⁹⁾。同冊子には桐本家の移転前の旧住宅が紹介されている。一階建の小さな家だ。迎座八帖、表八帖、台所六帖、納戸六帖の四間しかない。この家について現当主は次のように語っている。

「旧住宅は玄関を入ったところに風呂場があり、その奥は

炊事場で窓はなく、暗い空間でした。牛を飼育する牛舎は外にありました。蔵も別に建ててありました」

村民の衛生状態も良くなかつた。昭和一〇年代になつても健診断をすると、「被検査人員六九三人中、結核質と思はれる者四六人を数へる」始末であつた。罹病した女工の帰村に加え、寝床の敷放し、不十分な日照や換気など住宅事情の悪さ、生活の「非衛生的慣習」が原因だろう。また、一九四〇年の糞便検査では寄生虫有卵者が五三六人、これは受検者の八割にのぼつた⁽²⁰⁾。不衛生な便所が原因だ。

以上要するに、村の農業経営の発展は微弱で、農家の生活は貧しかつた。後に掲げる赤木正雄の回想にもみるように本村を「京都一の貧村」と評する向きもあつたが、京都一かどうかはともかく、京都府の中で有数の貧村、難村だったことは間違いないだろう。

二 「農村のモデル」へ再生

1 村と農家を変える

本村では昭和恐慌下、農村匡救事業として大江山放牧場の開設など土木事業が実施された。そして一九三四年経済更生村に指定される。ところが、事業に取りかかる矢先の三四年九月室戸台風が襲来、村は水害を主とする大災害に見舞われた。三岳山が八か所山崩れしたほか、村内河川の堤防が各所で欠損、崩土や砂礫の搬出により耕地の浸水、橋梁の流失、道路の毀損埋

没、住宅の毀損浸水等が引き起こされた。役場の調べによると、被害額は道路関係二万九七〇〇円、耕地関係二万三八〇〇円、河川関係一万八〇〇〇円をはじめ合計八万一八〇〇円にのぼる。⁽²¹⁾ 村の経常歳出が一万四一〇〇円の時代だ（一九三一年）。

西原は一九二〇年代末から村政とかかわりを持ち始め、当時の顧問として村政に重きをなす存在となっていた。大水害にいかに対応するかをめぐって村は混乱し、西原はその收拾に当たる中でいやおうなく村長に押し立てられた。そこで西原は災害復旧にかんしては砂防工事を実施する一方、三六年特別経済更生村の指定を受け経済更生事業を実行した。

日本の砂防工事の「生みの親」「育ての親」と呼ばれ、西原の意を受けて本村の砂防工事の実施に尽力した内務省土木局技師赤木正雄はその自伝的著書の中で、西原が行なった事業にかかわって次のように記している。

「砂防をはじめとした総合的な村づくりがなされた結果、京都府下で最も貧困とされた雲原村が砂防の完成から発足して西原村長の独創により、わが国でもその類のない更生した村に改まつたのである。大東亜戦争直前とはいえ、近衛文麿、末次信正、小磯国昭氏らを初め、貴衆両院の名士が多数雲原村を訪ねてその業績を讃嘆し、終戦後はアメリカ駐留軍がわが国の農村経営の実態を広く調査した結果、わが国農村の範は雲原村にとるべきであると高く評価したのであった」⁽²²⁾

本村の農業・農家がかかえる課題は、程度の差こそあれ、広く日本の農業・農家が共通してかかえる課題でもあった。西原は村の実情に即し、その課題を解決するため当時とすれば非常に大胆な事業を行なった。それは村の農業と農家の生活の仕組みを根本から作り変え、戦後の農地改革のように地主的土地所有を解体するまではいかなかつたが地主小作関係のあり方にも触れる、その意味で農村改革と呼ぶにふさわしいものだった。小さな村の先駆的な試みだが、そこには時代が求めた事業という普遍性があった。これが戦時体制期に本村の事業が国トップクラスの多くの指導者に注目され、戦後にはその成果がアメリカ占領軍によって日本農村のモデルと評価されることになつた理由だ。

西原が行なつた事業でまず注目されるのは、砂防工事である。村は繰り返し水害に襲われてきた。そこで西原は一九三四年の大水害にたいし応急的な復旧工事だけではなく、併せて砂防工事を実施し、水害の根を絶つことを決意する。砂防工事は三年八月着工された。村内七河川を対象に総延長一万一二〇〇メートル超、四二年に至る総工費五六万四〇〇〇円、四五年完成予定の大工事だ。実際は四六年の中断を挟んで五二年までかかった。国（内務省）の補助を受けた府の工事として行なわれ、村の費用負担はなかつた。なお本村の工事は砂防工事が全国的に拡大する起源的な位置にあり、村の工事の実現、砂防工事の全国的拡大にたいし西原が果した役割は大きかつたが、この点

は後述する。

砂防工事により村の川をめぐる状況は様変わった。山肌から土砂が一気に流れ出さないよう山の入り口に砂防堰堤を設置した。流路工（水路）を整備、それに応じて流路工の一部で一定区間ごとに段差を設ける底固工をつくることにより、川を緩やかで安定した流れにし、川底や川岸が削られるのを防いだ。蛇行していた川を直線化するとともに、護岸工により川岸を整え、勾配の急な所は川底がえぐられないよう川底に石を敷いた。川沿いには農道として利用できるよう一メートル幅の道もつくった⁽²³⁾。

砂防工事と並行して耕作道改修事業を実施した。これは村の経済更生事業すなわち農林省経済更生特別助成金を利用した事業だ。総延長二万一三一〇メートルにわたり道路整備を実施、幅二メートルの主だった道と一・二メートルの脇道をつくり、すべて荷車が通行できるようにした。また、総延長七〇〇〇メートル余りの灌漑用水路を完成させた。その他区画整理等を実施し、これらは一九三九年までに一応の完成をみた。

砂防工事により度重なる水害の根が取り除かれたことは詳述するまでもないとして、同時にもう一つ重要な効果があつた。砂防工事や道路の改修等により耕地条件は均一化し、工事前にはとくに川沿いの耕地は水害を恐れ敬遠されたが、そうした傾向もかなり緩和されたのである。耕地条件の均一化は農地の交換分合を大いに進めやすくした。砂防工事は経済更生事業とし

て実施されたわけではないが、その点で村の「各種経済更生事業の根底⁽²⁴⁾」をなしたといえる。

村の経済更生事業のハイライトをなすのは、耕地の交換分合およびそれと並行して実施された農家移転である。

前述のような特徴をもつ本村の農業では、何が農業経営の重要な欠陥と目されたか、その合理化のために何が経済更生の基本と考えられたかは自ずと明らかだ。農地の集団化、それも住宅の周辺にできるだけ農地を集中することが農業経営合理化の決め手とされた。交換分合は一九三七年に開始、耕作道改修事業等が終わった三九年から本格化した。四三年半ばにほぼ完了、集団化は農家一三〇戸におよんだ。本村のようなところで農地の集団化を進めるには、農家を一定数耕作に便利な場所へ移住させる必要があった。移転農家は新しい改良住宅を新築し住む。これは当初三三戸の計画で進め、四三年七月時点で移転完了一九戸、建築中三戸、未着手一〇戸となっている。⁽²⁵⁾

本村の産業組合は一九二〇年代から比較的活発に活動していくが、経済更生事業によりさらに利用事業が前進した⁽²⁶⁾。動力源としてタービン水車、脱穀・精米・精麦・製粉・飼料粉碎等の機械、柿渋製造能力五〇〇石の機械を保有、組合員の利用に供した。組合は柿渋製造、醤油醸造等加工事業を行なうようになり、それに伴い小型トラックを保有することになったが、これが組合員から原材料を調達するときや製品運搬時に威力を發揮した。

その他健康保険面の事業としては、三八年雲原村診療所開所、四年雲原村国民健康保険組合設置、と無医村だった村の医療環境を改善した。また、生活環境の向上、寄生虫のない村をめざして台所・便所の改善を行なった。移転農家の住宅建設時に改良かまど、三槽式改良便所を導入させ、普及を図った²⁷。

移転農家の住宅は瓦屋根の一階建てで、移転前の住宅に比べかなり大きく、快適に生活できるとともに、蚕室としての部屋の利用を考慮し通常より天井を高くしたり、牛のし尿が最小限の労力により牛舎から堆肥舎に移動できるよう牛舎・堆肥舎等の配置を考慮するなど合理的につくられていた。移転農家の住宅は広く社会的な関心を呼び、多くの人が視察に村を訪れた。

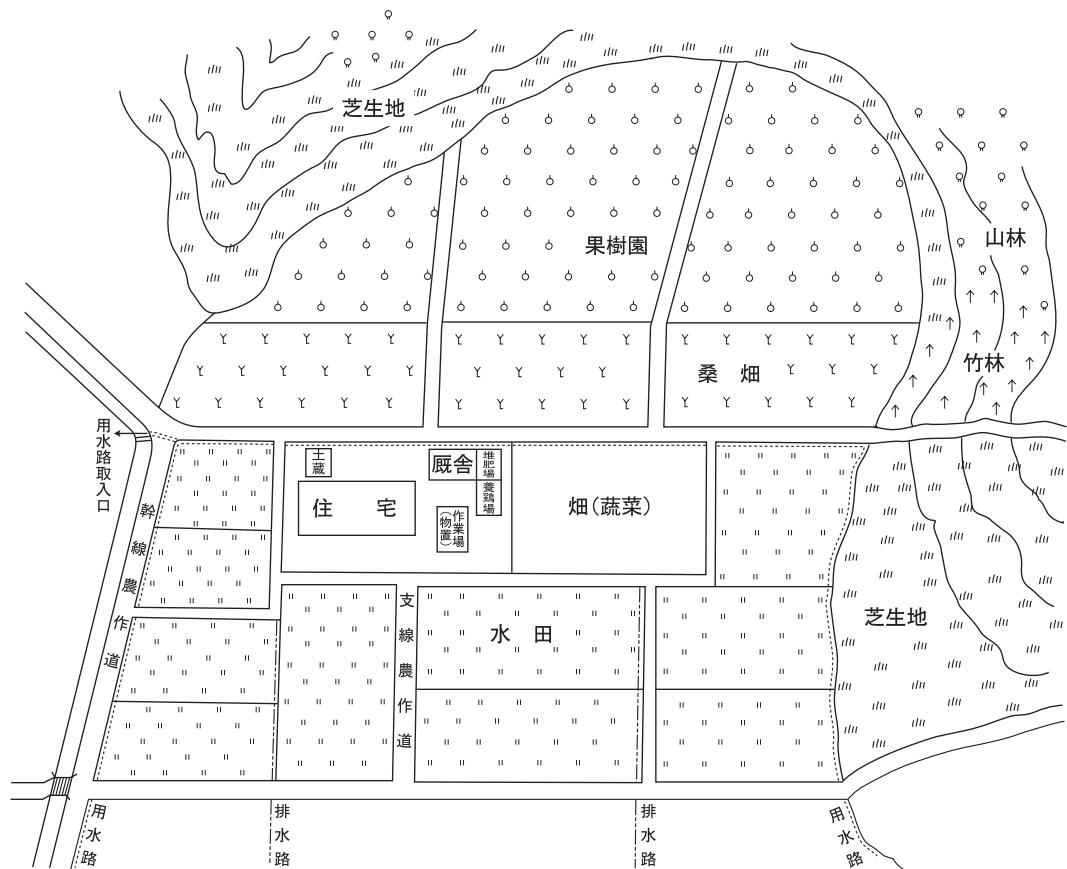
農地交換分合の実施過程において、同時に自作農創設維持事業を利用し積極的に小作地への転換を図る一方、小作地を永小作にしたり、村の委員会が小作料を決定、それを小作人から受け取って地主に納付したりした。自作農創設維持事業では、標準農家（後述）を設定し、労力の割に農地が多くて生産力が低い農家から農地を村へ譲渡させ、農地の少ない農家に売り渡したり、隣村を除く他村地主の土地を全部村で買い受け自作地とするなどかなり思い切った措置に出たことが注目される。こうして自作農化が急激に進み、農地改革直前の一九四五年一一月現在、小作地は一三・〇町歩に減少した²⁸。

経済更生事業は一九三九年に終了したから、農地改良はその後の事業ということになる。それは経済更生計画に盛り込まれ

ながら、砂防工事等のため延期されていた。砂防工事の進展を受け、一九四〇年冬から客土、暗渠排水、畦畔の改良、床締叩上の事業が本格的に始まる。村の農地の中には出っ張った山の日陰により収量がとくに低い場所があった。こうした山林との境目にある農地は、「日陰林地」として樹木を切り倒し草地にして牧草や堆肥にする芝が採れるようなこともした。乾田化、日照の改善、土壤の改良と厚い表土層の造成、田の水の高温保持により「毛作と米反収三石の実現、耕地条件の均一化を図ることが目的だ。また一九四三年からは村内唯一の平場といえる南島集落において耕地整理が実施された。農地改良は主に個人の事業として実施されたが、役場はゴム長靴等を支給しバッ克アップした。冬季中男子は七〇日、女子は五〇日の出役の申合せを行ない、一方で除雪をしながら、そして戦時下の労力不足に妨げられながら続行された厳しい作業だった。

経済更生事業の目的は村民の生活を豊かにすることにおかれた。そのために副業が奨励されたりしたが、鍵とされた事業は米と繭の生産力を高め増産により現金収入を増やすことだった。また、本村の経済更生計画では「多角型農業経営」の全村化が目的としてうたわれた。牛を生産飼育する畜農業がその軸だ。この二つは有機的に結びついていた。すなわち、農村匡救事業により設置した大江山放牧場に種牛場を建設、畜牛改良の体制をつくる一方、農家には二頭飼育を奨励した。とくに移転農家の住宅には二頭飼育用の牛舎・屋内堆肥舎・飼料貯蔵サイロが

雲原村の農村改革と西原亀三（上）



モデル農家の耕地等の規模と構成

出典：表 1 に同じ、第 3 図をもとに作成。

| (反歩) | |
|------------|-------|
| 水田 | 5.00 |
| 畠 | 0.50 |
| 桑畑 | 3.00 |
| 果樹園 | 5.00 |
| 竹林(竹林、芝生地) | 10.50 |
| 宅地 | 0.40 |
| 計 | 24.40 |

図 1 耕地集団化による地目別耕地の配置（モデル農家）

設けられた。これは飼育牛販売による現金収入の増額を目的とするだけでなく、堆肥を増産し米三石以上、繭三〇貫以上の増産に結びつけることがミソだ。

経済更生計画では村民の生活を豊かにすることについてどのような見通しを立てていたか。図1にみるような標準農家が設定されたことが注目される。その経営耕地面積は一町三反五畝歩、耕地は住宅の周辺にできるだけ規則的に集中するものとされた。村の平均九反歩からするとやや過大だが、これは山林等の開墾余地を見込んでの設定だ。後に水田七反歩、桑園三反歩、果樹園は林野利用、へと変更された。³¹⁾

このモデル計算によれば、標準農家は、もともと自給的性格が強い米についても生産力の上昇により商品化を進めるものとされ、米は反収二石で収入一二〇円（販売米六石、米価一石三五円）、養蚕収入三三〇円（反当収繭高一三貫、繭価一貫八〇円）、牛の販売収入一頭一五〇円、その他柿二五円（二〇〇貫）、合計七〇五円の現金収入が得られるとされている。それがさらに、稻作・養蚕・畜産とも増産を図ることにより（価格は不变と仮定）、米四五五円（反収三石、販売米一三石）、養蚕は八〇〇円（収繭高一〇〇貫）、牛三〇〇円（牡牝各一頭）、その他柿七五円（六〇〇貫）、合計一六三〇円に収入が増加するという見通しが立てられた。

2 西原村長の主導性

経済更生運動では町村長の役割は地域指定の申請、計画の作

成など大きかった。経済更生計画は農家を基礎にして農事実行組合ごとに計画が立てられ、これが町村全体の計画として集約策定されることになる。農家→集落からの積み上げ方式による町村計画の樹立だ。

農事実行組合の区域は近畿では集落単位が主流だが、一般的にこれに限らず、たとえば北関東などでは集落の中の村組単位に組織されることが多い。農事実行組合は運動の実行組織だ。周知のように農家小組合などと呼ばれた既存の集落組織が農事実行組合として法人化され、産業組合に加入できるようにされた。こうして農家が運動に主体的に取り組むことが重視された。

こうした経済更生運動の一般的なあり方と比較すると、本村には著しい特徴がみられる。京都府下の経済更生運動の実施状況を示した資料³²⁾を検討すると、本村の特徴として次の三点が明らかになる。

第一に、「部落計画」を立てた集落は計画当時つまり一九三四年経済更生村に指定された時も、三八年の調査時も、八集落中一つもない。第二に、農事実行組合も村には存在しなかった。なお、「地域的農家組合」として部落実行組合という組織が計画当時も調査時も八組合、全集落に存在する。だが、同組合の実態は「農会の指導による所謂近代的な農家実行組合としての性格は比較的乏しく、嘗ての五人組の遺制としての部落団体の性格を多分に有つてゐる。従つて共同出荷等の特記すべき活動はない」といった組織だ。第三に、「個人計画」にかんしては、

簿記等の記帳を行なう農家は計画当時七戸、調査時八〇戸となつてゐる（全体一五〇戸）。うち收支の集計を行なう農家はそれぞれ七戸、二〇戸にとどまる。経営計画や更生計画を立てている農家は収支の集計を行なう農家と同数、計画当時七戸、調査時二〇戸である。

農家・集落レベルの計画的取り組みということに限られるが、また最後の「個人計画」は概数とみられるが、ともあれ以上の点は、この村では経済更生事業をめぐる村民の主体的契機が弱かつたことを如実にものがたつてゐる。これは前述した村の特徴の反映といえる。

農家の主体性の弱さにもかかわらずそれが事業推進の障害とはならず、画期的な内容をもつて村の経済更生事業を徹底して実施しえた理由は、西原村長が指導力を發揮し強く運動を引っ張つたからだ。西原の主導性の条件を問えば、一つは村の農業・農家にとって何が重要な課題であるかを的確にとらえる見識の高さ、もう一つはその政治力と人脉を生かし国・京都府等から資金をふんだんに取つてこれたことがあげられる。

後者については、村財政の概要を示した表4を見るだけでも明らかだ。一般会計の歳入がたとえば一九三八年では一万六〇〇〇円余りという規模にとどまるのに対し、特別会計の歳入は三四年以来急増、とくに三六年からは一般会計の三～四倍もの歳入規模となつてゐる。特別会計は四つ、うち経済更生事業費が大半をしめ、自作農奨励費がそれに次ぐ。資金出所の詳細は

表4 財政支出の推移

(単位：円)

| | 特別会計 | | | | | 一般会計 | | |
|------|--------|--------|---------|------|--------|--------|--------|-------|
| | 総額 | 自作農奨励費 | 経済更生事業費 | 復興資金 | 診療所建築費 | 総額 | 土木費 | 勧業費 |
| 1930 | 251 | 251 | — | — | — | 9,189 | 154 | — |
| 31 | 251 | 251 | — | — | — | 8,108 | 4 | 426 |
| 32 | 53 | 53 | — | — | — | 17,155 | 35 | 8,436 |
| 33 | 53 | 53 | — | — | — | 14,138 | 40 | 5,527 |
| 34 | 1,505 | 53 | 1,452 | — | — | 12,142 | 115 | 2,048 |
| 35 | 2,849 | 278 | 2,571 | — | — | 28,073 | 19,826 | — |
| 36 | 22,788 | 1,566 | 21,222 | — | — | 12,509 | 1,828 | — |
| 37 | 38,980 | 8,740 | 27,450 | 192 | 2,598 | 12,632 | 2,515 | — |
| 38 | 30,536 | 12,250 | 14,772 | 195 | 3,319 | 13,727 | — | 100 |
| 39 | 34,301 | 3,844 | 28,479 | 194 | 1,784 | 13,255 | — | 103 |

出典：「統計要覧簿」より作成。

明らかにできないが、特別経済更生村としての、三六～三九年の諸事業に対し、農林省特別助成金二万九〇〇〇円余りの交付を受ける一方、「根本的農村」建設という趣旨にもとづき三井報恩会からも資金援助をあおいた。³⁴⁾もとより一部一般会計からの繰り入れもあつただろう。ちなみに、一九三五年三月公表の計画では経済更生事業の経費は概算一四万円余りにのぼる。³⁵⁾

経済更生運動は、昭和恐慌下開始直後は国の援助に依存せず「自力」により村の立て直しを図ることが期待された。自力更生という経済更生運動らしさ、その本質は恐慌下の運動にこそ具現するとされる。一九三六年以降、経済更生運動は「特別助成による本格的展開」³⁶⁾の段階に入り、「農村民生安定」経済政策であったという性格を前面に出した」ことに対応し補助金が大幅に増額されたり、満州農業移民の分村計画が組み込まれたりして、新たな展開を示すようになる。本村の事業は実質的にこの時期の運動として取り組まれたことになる。しかしそれにしても、これだけ多額の資金が注ぎ込まれたことはやや異例であったといえる。

村に注ぎ込まれたのは経済更生事業にともなう資金だけではなかった。三五年八月着工の砂防工事により、それよりはるかに多額の資金が村に注ぎ込まれた。

砂防工事は土地買収等を必要としないので事業費中労力費の比重が高いという特徴がある。それだけ工事に從事する農民の手にわたる割合が多くなり、そのため昭和恐慌下、困窮に苦し

む山村の農民の救済に最適な事業だということで農村匡救事業として急激に拡大した。また恐慌下には、工事を望みながら事業費一部負担に耐えられない町村があることに鑑み、町村の負担が軽減撤廃される一方、砂防工事の効果が地理的に広範囲にわたり工事の費用対効果が高いということで工事に対する国のが補助率も年々引き上げられた。³⁸⁾本村の砂防工事はこうした変化を受けて実施され、事業費は全額国・府の負担となつた。

本村の砂防工事は内務省所管だが、前述のように経済更生事業が前進する弾みとなつた。多額の経済更生事業費の獲得も、小さな村でありながら莫大な国費による砂防工事が実施できたのも、西原村長の力によるところが大きい。西原の村外にたいする交渉力、資金獲得力と村民にたいする指導力は表裏一体だった。

注

(1) 代表的な研究として、森武麿『戦時日本農村社会の研究』東京大学出版会、一九九九年、牛山敬二「昭和農業恐慌」(石井寛治他編『近代日本経済史を学ぶ』)有斐閣、一九七七年)、同『農村経済更生運動下の『むら』の機能と構成』(『歴史評論』四三五号、一九八六年七月)、中村政則『近代日本地主制史研究』東京大学出版会、一九七九年、第五章、暉峻衆三『日本農業問題の展開 下』東京大学出版会、一九八四年、第五章、等がある。また、大鎌邦雄『行政村の執行体制と集落』日本経済評論社、一九九四年、終章、も重要だ。経済更生運動の概要および研究史については、楠本雅弘「解説農山漁村経済更生運動について」(同編・著『農山漁村経済更生運動と小平権』不二出版、一九八三年)を参照。

(2) ①については拙著『近代日本農村社会の展開』ミネルヴァ書房、一九九一年、第十章、参照。②については同書、第九章、および拙著『近現代日

本の農村』吉川弘文館、一〇〇三年、「昭和恐慌と農村の変化」の章、拙稿「北橘村の農事実行組合」『社会科学』第七号、二〇〇三年八月）等参照。

(3) 一九八〇年以降の代表的な研究として、「西原借款」を含む寺内内閣期、

および一九二〇年代の西原にかんしては山本四郎氏の「寺内内閣初期の対華政策」（『史窓』第三七号、一九八〇年三月）等の研究、齊藤聖三氏の「寺内内閣と西原亀三」（日本国際政治学会編『国際政治七五号』日本外交の非政治チャンネル）有斐閣、一九八三年）等の研究、西川潤『西原亀三とその時代』（早稲田政治経済学雑誌）第一九〇号、一九八七年四月、季武嘉也「大正後期における西原亀三の政界活動」（原朗編『近代日本の経済と政治』山川出版社、一九八六年三月）、米慶余「西原借款について」『愛知大学国際問題研究所紀要』第八九号、一九八九年七月、森川正則氏の「寺内内閣期における西原亀三の対中国『援助』政策構想」（阪大法学）第五〇巻第五号、二〇〇一年一月）等の研究、日中戦争期の西原にかんしては山本四郎氏の「政界の惑星宇垣と西原亀三（上）（下）」「ヒストリア』第九六・九八号、一九八二年九月・一九八三年三月、山本四郎編『西原亀三日記』（京都女子大学、一九八六年）の「解題」等の研究がある。

(4) その中で、限定されたテーマとなるが、谷岡武雄『歴史地理学』古今書院、一九七九年、第八章、農村計画の分野の成果として久力文夫「昭和恐慌期の農村経営計画」（京都産業大学国土地用開発研究所紀要）第三号、一九八六年三月）は貴重な成果だ。また『日本砂防史』（全国治水砂防協会、一九八一年）には西原亀三と砂防工事の歴史的展開とのかかわりや本村砂防工事の概要が紹介されている（五九一～九四頁、七七六～八二頁）。なお、西原亀三の自伝である北村敬直編『夢の七十余年』（平凡社、一九六五年）は西原研究の基礎的文献だが、その原文にあつた、雲原村村政とかかわりや村長時代の活動については同文献ではカットされている。西原にたいする関心のありようを象徴する。

(5) 前掲、拙著『近現代日本の農村』一四八～五四頁参考。

(6) 村島『雲原村更生誌』一九五五年、一～二頁。ちなみに、前掲『夢の七十余年』は、村島が西原へのインタビュー等をもとにその原本を書き下ろした。

(7) 「一九三一年事務報告書」。なお、雲原村行政文書は大半が一九六七年頃焼却処分されたようだが、永年保存文書として『會議』や『統計調査』等文書の一部が福知山市役所に保管されている。「事務報告書」は毎年の

「會議」書類に挟み込まれている。これらの文書により財政状況を含め村の概要、行政、階級・階層構造等は一応明らかにできる。

(8) 前掲『雲原村更生誌』五八頁。

(9) 同右、五一頁。

(10) 農林省農政局『京都府天田郡雲原村農村調査報告書』一九四一年、一六〇頁。同書は一九四〇年一〇月京都大学農学部農業経済学教室が実施した調査にもとづき、神崎博愛等が取りまとめた。『雲原村更生誌』とともに基礎的資料であり、本稿も多く依拠していることを断つておく。とくに必要がない限り細かな典拠は省いた。

(11) 雲原村『村治ノ概況』一九二〇年、五頁。

(12) 現住人口は、前掲『京都府天田郡雲原村農村調査報告書』一二～一五頁の表を参照。

(13) 同右、八五頁掲載の小学校「卒業生の状況」を示す表、および八六頁の説明も参照。

(14) 雲原村の「農家調査結果表」（京都府総合資料館所蔵）による。

(15) 「明治一六年以降収穫高調」米収穫每五ヶ年平均等調査（町村別収穫高調）（京都府総合資料館所蔵）。

(16) 各年「事務報告書」による。

(17) この点にかんしては、前掲拙著『近現代日本の農村社会の展開』第十章等を参照。

(18) 「一九三一年事務報告書」。

(19) 雲原砂防とふるさとづくり委員会編『雲原砂防と地域のくらし』京都府福知山土木事務所、二〇〇四年、一二二頁参照。

(20) 健康診断の結果は前掲『京都府天田郡雲原村農村調査報告書』九一頁、糞便検査の結果は同書、九二頁の表を参照。

(21) 未署名「京都府天田郡雲原村に於ける完全なる砂防工事の効果に就いて」（手書き原稿、原稿用紙に「京都帝国大学」の印刷がある）一二枚目の「昭和九年度雲原村風水害被害調査表（雲原村役場調）」による。同稿の筆者はおそらく京都帝国大学を卒業した京都府土木関係技術職員か何かであろう。執筆年次も不詳だが内容から一九四八、四九年頃と推定される。

(22) 赤木正雄『砂防一路』全国治水砂防協会、一九六三年、一三四頁。

(23) 詳しくは京都府福知山土木事務所「砂防の先がけ」参照。

(24) 前掲『京都府天田郡雲原村農村調査報告書』一〇九頁。

(25) この点を含む経済更生事業等の実績について詳しくは、西原亀三「雲原

による研究成果の一部である。

- 村経済更生事業全貌」一九四三年一〇月、参照。同資料は赤木正雄「西原亀三翁の追憶」『砂防と治水 故西原亀三翁追憶号』(第一八号、一九五四年一二月)所収のものを参照した。
- (26) 詳しくは、とりあえず前掲『京都府天田郡雲原村農村調査報告書』五三、五五頁掲載の「保証責任雲原信用販売購買利用組合進度表」を参照。
- (27) この時導入された改良かまど、三槽式改良便所について詳しくは前掲『雲原砂防と地域のくらし』二八～二九頁参照。
- (28) 同右、二三頁の、新築された桐本家住宅の間取りおよび写真を参照。旧住宅と対照し両者の差異に注目されたい。
- (29) これらの点については、前掲『雲原村更生誌』五九頁、雲原村「雲原村経済更生計画並基本調査」(一九三五年三月)六〇頁、「日本農業新聞」一九四七年八月二六日付、等を参照。
- (30) 雲原村「農地等開放実績調査」。
- (31) 前掲『京都府天田郡雲原村農村調査報告書』一六五頁の「現在標準農家現金表」、および同書、一六五～六六頁の「振興計画完成後の標準農家現金收入予定表」を参照。
- (32) 京都府経済部「農山漁村経済更生計画樹立実行状況」一九三八年三月。
- (33) 前掲『京都府天田郡雲原村農村調査報告書』七〇頁。
- (34) 前掲「雲原村経済更生事業全貌」。
- (35) 内訳は、開墾費五万二〇〇〇円、用水路費一萬九五〇〇円、住宅移転費一萬七五〇〇円、区画整理費一万五九〇〇円、暗渠排水費一万二三五〇円、厩舎建設費一万二〇〇〇円、耕作道路費一万一〇八〇円の順である(前掲「雲原村経済更生計画並基本調査」六〇～六一頁)。
- (36) 前掲楠本「解説 農山漁村経済更生運動について」三六～三八頁。
- (37) 天田郡は京都府下で満州移民がもつとも多かった地域である。しかし、本村では西原村長の方針により満州移民はひとりも送り出していない。経済更生運動による満州農業移民の「実績は必ずしも大きくなかった」(同右、三九頁)とされるが、いずれにせよ、本村での実例は両者を不可分にとらえる見方の問題点を示す。詳しくは、本稿の統編で西原の思想を検討する中で述べる。
- (38) この点について詳しくは、前掲赤木『砂防一路』九五～一〇一頁参照。
- 〔付記〕本稿は、文部科学省科学研究費(基盤研究(C)(2)研究課題「日本の近代化・現代化による農業集落の歴史的変容」一〇〇三～一〇〇五年度)